

# 静岡県環境影響評価条例対象事業のうち工場等の変更の事業 (排出ガス量の増加)における判定基準等のガイドライン

## 第1 目的

静岡県環境影響評価条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく第2種事業の届出がされた場合、同条第3項、静岡県環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）第6条及び静岡県環境影響評価技術指針（以下「指針」という。）第3章の各規定（以下「判定基準等」という。）に基づき、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下「判定」という。）を行うが、規則別表第1の「20 工場等の建設」の「工場等の変更の事業（排出ガス量が10万立方メートル以上増加するものに限る。）」（以下「工場等の変更（排出ガス量の増加）」という。）の判定にあたっては、本ガイドラインを設けることにより、適切な判定基準等の運用に資することを目的とする。

## 第2 本ガイドラインの適用範囲

工場等の変更（排出ガス量の増加）の事業に適用する。

## 第3 判定の運用

### 1 指針第3章1(1)の運用

一般的なばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令第1条第1項第1号から第4号に掲げる有害物質の測定義務が課されていない施設）において、一般的な燃料（天然ガス、石油、石炭等）の燃焼を行う事業は、指針第3章1(1)の「一般的な事業」とする。

### 2 指針第3章1(2)、(3)及び(4)の運用

以下の1)から3)のすべてを満たす事業は、指針第3章1(2)の「当該第2種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれ」、(3)の「当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれ」及び(4)の「当該第2種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれ」には、該当しないものとする。

- 1) 当該第2種事業により工場等の変更後のばい煙の種類ごとに排出口から大気中に排出される各大気汚染物質（硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんに限る。以下「各大気汚染物質」という。）の排出濃度が、いずれも変更前の濃度と同等以下であること。
- 2) 各大気汚染物質及び二酸化炭素ごとに排出口から大気中に排出される量が、いずれも別に定める式等を満たすこと。
- 3) ばい煙の種類ごとに排出口から排出される各大気汚染物質の最大着地濃度（二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に限る。なお、排出される濃度が環境影響を考慮する必要がないほど低い又はない場合を除く。）が、環境基準又はこれに準じる数値と同等以下であること。

なお、最大着地濃度の予測・評価は長期（年）を基本とし、一般的な環境影響評価において採用される手法等を踏まえながら既存資料が活用できる範囲内での簡易的な手法等を行うものとするが、各種パラメータ等は予測・評価の趣旨を踏まえて採用すること。

### 3 指針第3章2の運用

指針第3章2の「他の密接に関連する同種の事業」とは、当該第2種事業を行う事業者（以下「当該事業者」という。）若しくは当該事業者と資本又は協力関係等にある他の事業者が、当該第2種事業を行う工場等の敷地内又は隣接する敷地内等において、ばい煙を排出口から大気中に排出する事業とし、これに該当しない場合は、指針第3章2の「他の密接に関連する同種の事業」ではないものとする。

### 4 第3の1から3の項目のいずれかを満たさない場合の扱い

第3の1から3の項目のいずれかを満たさない場合は、当該満たさない項目等による相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、指針第3章の規定及び地域特性等を踏まえ、更に詳細な検討を行うものとする。

## 第4 第2種事業届出書の記載又は添付資料

条例第8条第1項の規定に基づく規則様式第1号の第2種事業届出書（以下「届出書」という。）を提出する者は、第2種事業の概要として、以下の内容を記載又は資料を添付するものとする。

### 第2種事業の概要として、記載又は資料を添付する内容

- |  |
|--|
| <p>① 事業の目的</p> <p>② ばい煙発生施設等の概要（変更前、変更後）として、以下の事項を記載したもの（別紙様式又はこれに準じて取りまとめるとともに、算出根拠等も添付のこと。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設の種類</li><li>・燃料の種類</li><li>・排出ガス量（湿り最大、乾き最大、残存酸素濃度）</li><li>・各大気汚染物質の排出濃度</li><li>・各大気汚染物質の年間排出量</li><li>・二酸化炭素の年間排出量（注1）</li></ul> <p>注1：二酸化炭素量が、別に定める式を満たさない場合、利用可能な最新技術の採用など事業者の実行可能な範囲での排出量低減に関する資料も添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・変更後の最大着地濃度（注2）とその到達距離</li></ul> <p>注2：二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に限る。なお、排出される濃度が環境影響を考慮する必要がないほど低い又はない場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・他の密接に関連する同種の事業の有無</li></ul> <p>③ 主な環境対策（変更前、変更後）</p> <p>④ その他</p> |
|--|

## 第5 その他

本ガイドラインの適用が困難な事業の場合は、本ガイドラインを適用しない。なお、本ガイドラインは、今後の科学的知見及び事例の積み重ね等に応じて適切な判断を加え、必要に応じ改定するものとする。

附則 平成25年4月1日より施行する。

## 別に定める式等

ガイドライン第3の2の2)の別に定める式等は、各大気汚染物質及び二酸化炭素ごとに、以下の式①～④等とする。

① 変更後の硫黄酸化物量 $S_2$ (kg/年)が、以下の式を満たすこと。

$$S_2 \text{ (kg/年)} < S_1 \text{ (kg/年)} + S_1 \text{ (kg/年)} \times 10 \text{万 (Nm}^3\text{/h)} / Q_1 \text{ (Nm}^3\text{/h)}$$

変更後の排出量
変更前の排出量
変更前の排出量を10万Nm<sup>3</sup>/hあたりに換算した量

② 変更後の窒素酸化物量 $N_2$ (kg/年)が、以下の式を満たすこと。

$$N_2 \text{ (kg/年)} < N_1 \text{ (kg/年)} + N_1 \text{ (kg/年)} \times 10 \text{万 (Nm}^3\text{/h)} / Q_1 \text{ (Nm}^3\text{/h)}$$

変更後の排出量
変更前の排出量
変更前の排出量を10万Nm<sup>3</sup>/hあたりに換算した量

③ 変更後のばいじん量 $B_2$ (kg/年)が、以下の式を満たすこと。

$$B_2 \text{ (kg/年)} < B_1 \text{ (kg/年)} + B_1 \text{ (kg/年)} \times 10 \text{万 (Nm}^3\text{/h)} / Q_1 \text{ (Nm}^3\text{/h)}$$

変更後の排出量
変更前の排出量
変更前の排出量を10万Nm<sup>3</sup>/hあたりに換算した量

④ 変更後の二酸化炭素量 $C_2$ (t/年)が、以下の式を満たすこと。なお、以下の式を満たさない場合、利用可能な最新技術の採用など、事業者の実行可能な範囲で排出量が低減されていること。

$$C_2 \text{ (t/年)} < C_1 \text{ (t/年)} + C_1 \text{ (t/年)} \times 10 \text{万 (Nm}^3\text{/h)} / Q_1 \text{ (Nm}^3\text{/h)}$$

変更後の排出量
変更前の排出量
変更前の排出量を10万Nm<sup>3</sup>/hあたりに換算した量

なお、記号は、以下のとおりとする。

記号	項目	単位	記号	項目	単位
Q 1	変更前の排出ガス量 (湿り最大)	N m <sup>3</sup> /h	—	—	—
S 1	変更前の硫黄酸化物量	k g/年	S 2	変更後の硫黄酸化物量	k g/年
N 1	変更前の窒素酸化物量	k g/年	N 2	変更後の窒素酸化物量	k g/年
B 1	変更前のばいじん量	k g/年	B 2	変更後のばいじん量	k g/年
C 1	変更前の二酸化炭素量	t/年	C 2	変更後の二酸化炭素量	t/年

別紙様式

ガイドライン 判 定 表

1 事業名称 事業

2 変更前後の状況と判定

区分		【変更前】A	【変更後の計画】B <small>(注)増設の場合は、既設を含む。</small>	【ガイドライン】C	ガイドライン判定 (C-B)
施設の種類					
燃料の種類					
排出ガス	排出 ガス量	湿り最大	Nm <sup>3</sup> /h	Nm <sup>3</sup> /h	—
		乾き最大	Nm <sup>3</sup> /h	Nm <sup>3</sup> /h	—
		残存酸素濃度	%	%	—
	大気汚染 物質濃度 (実濃度)	硫黄酸化物	ppm	ppm	
窒素酸化物		ppm	ppm		
ばいじん		g/N m <sup>3</sup>	g/N m <sup>3</sup>		
年間 排出 量	大気 汚染物 質量	硫黄酸化物	kg/年	kg/年	
		窒素酸化物	kg/年	kg/年	
		ばいじん	kg/年	kg/年	
	二酸化炭素量	t/年	t/年		
濃度等 最大着地	二酸化硫黄(バックグラウンド値含む。)	—	ppm (到達距離 m)		
	二酸化窒素(バックグラウンド値含む。)	—	ppm (到達距離 m)		
	浮遊粒子状物質(バックグラウンド値含む。)	—	mg/m <sup>3</sup> (到達距離 m)		
他の密接に関連する同種の事業		—			
ガイドライン 総合判定		—	—	—	(注)

(注)いずれかを満たさない場合は、当該満たさない項目等による相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、指針第3章の規定及び地域特性等を踏まえ、更に詳細な検討を行う。

(別紙様式の留意事項)

1 適用範囲

この参考様式は、静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1の「20 工場等の建設」の第2種事業の「工場等の変更の事業(排出ガス量 10 万立方メートル以上増加するものに限る)」について、事業者が静岡県環境影響評価条例第8条第1項の規定に基づく届出する際の添付資料の一つとする。

2 最大着地濃度について

- (1) 予測・評価を行う最大着地濃度は、長期的なものを基本とする(例:二酸化窒素の場合は、年間にわたる1時間値の1日平均値のうち低い方から98%に該当するもの(1日平均値の年間98%値))。
- (2) 年間平均風速、年間風配、年平均光化学オキシダント濃度、バックグランド値等は、当該事業予定地の最寄りの一般環境大気測定局等(以下「測定局等」という。)の資料を基本とする。
- (3) 当該事業予定地における既設のばい煙発生施設が引き続き稼働する場合(非常時等を除く。)は、当該既設から排出される大気汚染物質の分も予測に加えること。なお、採用するバックグランド値に当該既設から排出されている大気汚染物質に起因する分も含まれているとみなせる場合は、この限りではない。
- (4) 二酸化窒素の場合の標準的な手法等は、以下のとおり。なお、これよりも適切な手法等を採用する場合は、この限りではない。

区 分	二酸化窒素の長期的予測・評価(1日平均値の年間98%値)	備考
風速、風配	○測定局等の年間平均風速、風配のデータ	参考:「窒素酸化物総量規制マニュアル 2000年12月」など
有効煙突高さ	○計画施設の有効煙突高さをコンケイウの式で算出	
計画施設からの窒素酸化物の大気中への拡散の予測	○計画施設からの窒素酸化物の最大着地濃度(①)と到達距離をプルーム式(以下の条件)で算出(X) ・平均風速:年間平均風速 ・Pasquill 安定度階級表による大気安定度:D ・有風時の拡散パラメータ:Pasquill-Gifford 図	注1: 他の窒素酸化物の変換モデル(統計モデルや定常近似モデル)が適切な場合は、他のモデルを使用しても構わない。また、窒素酸化物の全量が二酸化窒素へ変換すると仮定してもよい。
窒素酸化物から二酸化窒素へ変換(注1)	○ 指数近似モデル(以下の条件)で、①から二酸化窒素の濃度を算出…② ・ $K=0.00618 \times \text{年間平均風速} \times \text{年間平均光化学オキシダント濃度}$ (注:オゾン濃度の代用) ・ $\alpha=0.9$ $\beta=0.3$	
既設からの発生分(注2)	○ 既設の施設が引き続き稼働する場合は、距離(X)における着地濃度 … ③	注2: 採用するバックグランド濃度値に、当該既設から排出されている大気汚染物質に起因するものも含まれているとみなせる場合は、既設からの発生分を加える必要はない。
風配を考慮	○ ②に③を加算した濃度に風配を考慮 …④	
バックグラウンド濃度	○ 測定局等の年間平均濃度 …⑤	
年平均値から1日平均値年間98%値へ換算	○ 測定局等の過去数年間の年平均値と1日平均値年間 98%値から回帰式を求め、④に⑤を加えた予測濃度(年平均値)(⑥)を、1日平均値年間 98%値へ換算 …⑦	
評 価	○ ⑦を環境基準の長期的評価(0.06ppm を超えないか)で評価	

別紙様式

ガイドライン 判 定 表

1 事業名称 ○○工場△△施設増設事業

記 載 例

2 変更前後の状況と判定

区分		【変更前】A	【変更後の計画】B <small>(注)増設の場合は、既設を含む。</small>	【ガイドライン】C	ガイドライン判定 (C-B)	
施設の種類		A1	B1	B1が一般的な施設	○	
燃料の種類		A2	B2	B2が一般的な燃料	○	
排出ガス	排出 ガス量	湿り最大	A3 Nm <sup>3</sup> /h	B3 Nm <sup>3</sup> /h	—	
		乾き最大	A4 Nm <sup>3</sup> /h	B4 Nm <sup>3</sup> /h	—	
		残存酸素濃度	A5 %	B5 %	—	
	大気汚染 物質濃度 (実濃度)	硫黄酸化物	A6 ppm	B6 ppm	B6がA6以下	○
		窒素酸化物	A7 ppm	B7 ppm	B7がA7以下	○
		ばいじん	A8 g/N m <sup>3</sup>	B8 g/N m <sup>3</sup>	B8がA8以下	○
年間排出量	大気 汚染物 質量	硫黄酸化物	A9 kg/年	B9 kg/年	B9が(A9+A9×10万/A3)未満	○
		窒素酸化物	A10 kg/年	B10 kg/年	B10が(A10+A10×10万/A3)未満	○
		ばいじん	A11 kg/年	B11 kg/年	B11が(A11+A11×10万/A3)未満	○
	二酸化炭素量	A12 t/年	B12 t/年	B12が(A12+A12×10万/A3)未満 以上の場合、利用可能な最新技術の採用など、 事業者の実行可能な範囲で排出量が低減	○	
濃度等 最大着地	二酸化硫黄(バックグランド値含む。)	—	B13ppm (到達距離 ○m)	B13が0.04ppm(1日平均値の年間2%除外値)以下	○	
	二酸化窒素(バックグランド値含む。)	—	B14ppm (到達距離 △m)	B14が0.06ppm(1日平均値の年間98%値)以下	○	
	浮遊粒子状物質(バックグランド値含む。)	—	B15mg/m <sup>3</sup> (到達距離 □ m)	B15が0.10mg/m <sup>3</sup> (1日平均値の年間2%除外値)以下	○	
他の密接に関連する同種の事業		—	無	無	○	
ガイドライン 総合判定		—	—	—	(注) ◎	

(注)いずれかを満たさない場合は、当該満たさない項目等による相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、指針第3章の規定及び地域特性等を踏まえ、更に詳細な検討を行う。